

ものつくり大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

ものづくり大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、ものづくり大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学には「ものづくり基盤技術振興基本法」の主旨を踏まえた基本理念があり、簡潔で明確な六つの文章で定められている。大学設立時の社会情勢を反映したものづくりにおける実技・実務教育を実践し技能技術者（テクノロジスト）の育成を目指すという個性・特色は、基本理念に基づき使命・目的に反映かつ明示されている。産業界、地域、インターンシップ先の企業から、要望や改善意見をくみ取り、時代や社会からの要請を適宜教育や研究に反映させている。

「学校法人ものづくり大学中長期経営計画」（以下中長期経営計画）が策定されており、次期計画に向けても検討され、中長期経営計画と三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に使命・目的及び教育目的が反映され策定されている。大学及び大学院はそれぞれの学則に使命・目的を定め、学部・学科、大学院においては研究科・専攻を設置することにより教育研究組織の構成との整合性が図られている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーに基づいた多様な入学試験の実施等、学生受入れ方法を工夫し、定員未充足への対策を行っている。学部及び学科の教育目的を明確に簡潔な表現で定め、大学の使命・目的に沿ったカリキュラムポリシーが作成され公表されている。教育課程編成と教授方法に関しては実技系科目に重点を置き、FD(Faculty Development)研修や安全教育などに力を入れている。

単位認定については、明記した履修ガイドを学生に配付するとともに教職員にも徹底し、学期ごとに学科会議において成績を確認するなど厳正な運営に努めている。また、成績質問期間を設けて、成績結果に対する学生の理解を深める工夫をしている。

設置基準面積を十分に満たし、教育目的の達成のために十分な校舎及び実習施設を整備している。校舎の耐震性については十分な設計強度が確保されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

「学校法人ものづくり大学寄附行為」において法人の目的を明確に定め、関連法令を遵守し、法の趣旨にのっとり誠実に学校教育に当たることを表明し、適切な規則を定めて経営の規律と誠実性を維持している。大学の運営は、「学校法人ものづくり大学寄附行為」をもとに定められた関連諸規則に基づいて行われている。また、大学の意思決定に関する組織は、諸規則に基づき整備、運営されている。中長期経営計画において経営の基本方針を

定め、重点方策を定めるとともに、教育の質の向上、産学官共同研究事業等の関連事業についても、それぞれの目標を定め、その達成に努めている。学校法人の公共性及び社会的責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営と教育研究の質的向上に資するため、教育情報等さまざまな情報をホームページ及び刊行物により広く公表している。

外部資金の導入に積極的に取り組んでおり、また、資産、負債、純資産の構成から比較的安定した財政基盤を有しており、現時点における財務安定性は確保されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

平成 22(2010)年度の日本高等教育評価機構の認証評価の後、指摘事項を踏まえて平成 23(2011)年度に自己点検・評価の恒常的な実施体制として、点検・評価委員会を組織して、自己点検・評価を進め、各種データの集約を図り、エビデンスに基づく自己点検・評価を毎年実施して学内での共有と隔年ごとに学内外への公表を行っている。

平成 25(2013)年度には「統計解析的分析を通じた定員充足・退学者低減対策の立案」プロジェクトに着手し、平成 26(2014)年度には「IR (インスティテューショナル・リサーチ) 委員会」を設置して過去の学生の実績によるデータ分析を行い、関連の委員会等や学科で結果を共有して各種改善方策の検討を行っている。それらの各種改善方策については、学長、学部長を中心として推進状況の確認を行い、改善が遅れている事項については関連する委員会等に推進を強く求めることや、教職員全体で情報を共有するなどして、PDCA サイクルを有効なものとしている。

総じて、大学は基本理念に基づき、個性・特色を使命・目的に明示し、時代や社会からの要請を教育や研究に反映させている。中長期経営計画が策定されており、エビデンスに基づく自己点検・評価を毎年実施して学内での共有と隔年ごとに学内外への公表を行っている。資産、負債、純資産の構成から財務安定性は確保され、会計処理に関しても適切に行われている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会貢献—ものづくり教育・研究の拠点として—」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学には「ものづくり基盤技術振興基本法」の主旨を踏まえた基本理念があり、「ものづくりに直結する実技・実務教育の重視」をはじめとする具体的かつ明確な六つの文章で定められている。

基本理念に基づき大学の使命・目的は学則第1条、大学院学則第1条にそれぞれ規定されている。

平成26(2014)年度の学校教育法の改正に伴う学内規則の見直しに合わせて、学部・学科の教育目的を明確かつ簡潔な表現で定めている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

産業技術者の減少を予見した大学設立時の社会情勢を受け、自治体等の協力のもと設立されたという成り立ちを反映した、ものづくりにおける実技・実務教育を実践し、技能技術者（テクノロジスト）の育成を目指すという個性・特色が、学則において使命・目的に反映かつ明示されている。

寄附行為第3条、第4条により大学が法令にのっとっていることを宣言し、学則第1条と大学院学則第1条により教育基本法及び学校教育法で定める大学の役割である、教育、研究、社会貢献に適合した使命・目的を規定している。

「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」等により、産業界、地域、インターンシップ先の企業から、要望や改善意見をくみ取り、時代や社会からの要請を適宜教育や研究に反映させている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

学校法人、大学及び大学院の目的は、それぞれ寄附行為、学則及び大学院学則に明記し

てあり、寄附行為、学則及び大学院学則の改正は理事会で承認、決定が行われ、事務局連絡会議の開催により役員、教職員の理解と支持が得られている。

大学の使命・目的及び教育目的について、学生には学生生活ガイドなどの各冊子への掲載、教職員には規則集などを配付し、学外に対しては大学案内、ホームページで公表するなどして学内外に周知している。

中長期経営計画が策定されており、次期計画に向けても「将来計画委員会」において検討され、中長期経営計画と三つの方針に使命・目的及び教育目的が反映され策定されている。

大学及び大学院はそれぞれの学則に使命・目的を定め、学部・学科、大学院においては研究科・専攻を設置することにより教育研究組織の構成との整合性が図られている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーの一層の明確化を図り、平成 26(2014)年度に内容の見直し及び文言の統一が行われている。また、アドミッションポリシーの周知についてはホームページ、「AO 入学試験ガイド」及び「学生募集要項」に明示しているほか、オープンキャンパス、高校訪問及び学内外での説明会などで情報提供を行い、周知を図っている。

アドミッションポリシーに基づき、多様な入学試験を実施し、学生受入れ方法を工夫し入学志願者が受験しやすい環境づくりに努めている。また、4 学期制をとっており、各学期の初めに入学できるクォータ入試も希望に応じて実施している。学生受入れ数は定員充足の取組みも行っており、適切に保たれている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学則第 3 条により学部・学科の教育目的を明確に簡潔な表現で定め、学則第 22 条において「教育課程の編成方針」を定めてホームページ、大学案内、履修ガイドに明記している。

また、大学の使命・目的に沿ったカリキュラムポリシーが作成され、ホームページ等で公表されている。

教育課程編成と教授方法の工夫として、講義系科目と実技系科目を約 4:6 とし、4 学期制にするなど体系的な編成を行うとともに、FD 研修や安全教育等に力を入れるなどの取組みが継続的に行われている。また、年間履修登録単位数を守るよう履修ガイド等で学生に示している。

【優れた点】

○実習授業において、安全教育徹底のため安全週間を設け、「KY（危険予知）活動」の実施及び「安全手帳」の携行など、安全教育の充実を図っている点は評価できる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員の協働が行われており、学修支援及び授業支援が行われている。出席管理システムを導入し、学生カルテに連動させ、各学生の出席状況を全教員及び全職員が把握して欠席率の高い学生に早期に対応している。教員と教務・情報課及び学生課の職員、カウンセラーから構成される学修対策本部を設け、退学・除籍率の低減のための諸活動を行っている。また、選抜された TA を授業補助に充て、各学生の習熟度に応じた指導を行っている。

担任制度により、担任教員が学生一人ひとりの授業の出席状況や成績の把握に努め、計画的な履修計画を指導・助言するとともに、学修面だけでなく精神面の相談、進路の相談などの支援を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業・修了認定等の基準が学則及び「ものづくり大学履修規程」に定められている。単位認定については、履修ガイドに明記し、学生に配付するとともに、教職員にも徹底している。また、学期ごとに学科会議において成績を確認するなど厳正な運営に努めている。進級に当たって必要な履修条件単位を設けている。

成績評価基準は履修ガイドに明記され、各授業の評価方法はシラバスに明示されている。また、成績質問期間を設けて、成績結果に対する学生の理解を深める工夫をしている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職支援本部と就職・インターンシップ委員会があり、具体的推進方策の検討や情報交換を定期的に行うなど、教職員が一体となって指導・教育に当たっている。学年ごとに授業科目「社会人基礎力育成講座」を設けて社会人としての資質の向上を図っている。文部科学省の整備事業等を活用してキャリア教育を社会（産・官・学・地域）連携のもとに推進している。

国内外のインターンシップの実施とその改善活動など、教育課程内外での指導のための体制が整備されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

授業アンケートを行っており、教務委員会及びファカルティ・ディベロップメント推進委員会で取りまとめられた結果は全教員に配付され、各教員は結果と全体概要を踏まえて授業改善策を検討している。

成績通知書等を用いて学生と担任の個別面談を行い、学修進度を測るなど、学修状況を点検している。インターンシップ先を対象とした企業アンケートを継続して行い、インターンシップ修了生の活動への評価を通じた教育成果の評価を行っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス・厚生補導等は学生委員会が、心身の健康や相談は保健安全委員会が、それぞれ、必要な対応を行う体制となっている。

経済面の支援として、大学独自の給付制・返還不要の奨学金や企業等の支援を受けた奨学金等の多数の奨学金を設けている。留学生に対しては授業料等優遇措置を導入している。

心の健康に関しては、「ふれあいルーム（学生相談室）」や、ハラスメント対策の規則を制定し、相談窓口を設置している。AED（自動体外式除細動器）を設置している。生活面での支援として、学内に「ドーナトリ（学生寮）・合宿研修センター」を置き、大会館には食堂や購買部を設けている。「学生生活連絡相談ポスト」にて学生からの意見・要望等の把握に努めている。

【参考意見】

○健康等に関する専門家不在時の保健センターの対応が学生課主体となっていることについて、安全教育を特徴の一つとする大学の状況を踏まえ、再検討することが望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

技能工芸学部には 37 人の専任教員を配置しており、大学設置基準第 13 条に定める必要専任教員数を満たしている。大学院ものづくり学研究科の教員は学部教員が兼ねている。教員の採用は「ものづくり大学教育職員選考規程」及び「ものづくり大学教育職員選考基準」に基づき、中長期経営計画による学科ごとの教員定員を基本として実施している。

教員評価は、「ものづくり大学職員勤務成績評価規程」により平成 24(2012)年度から実施されている。FD 研修等の教員の資質向上の取組は、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会の方針を決定し、実施している。教員による授業の相互見学を行って教員の資質・能力向上に取り組んでいる。

「教養教育専門部会」において教養教育の方針を検討し、教授会において審議している。

【参考意見】

○教員の年齢構成に偏りがあるので、長期的視点での採用計画の検討が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

設置基準に定められた校地等の面積を満たし、教育目的の達成のために、大学本部・図書情報センター、製造棟、建設棟、中央棟等の十分な校舎及び実習施設を整備している。学生が講義時間以外に自学自習を行うことができる場として「ものづくり工房」等を設置している。

平成 13(2001)年～平成 15(2003)年にかけて竣工した校舎については、耐震性を確保している。校地・校舎及び各施設・設備の安全性・利便性等の維持・向上を図るため、「施設委員会」を設置している。安全に関する規則を制定している。災害時の対応として教職員・学生を対象に安否確認システムの使い方を含む避難訓練を行っている。

授業等の内容、目的、指導方法、安全性を踏まえ、適切な人数のクラスに分けた授業や指導を行っている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人ものづくり大学寄附行為」において法人の目的を明確に定め、教育基本法及

び学校教育法を遵守し、法の趣旨にのっとり誠実に学校教育に当たることを表明している。「学校法人ものづくり大学職員倫理規程」「学校法人ものづくり大学情報公開規程」「学校法人ものづくり大学公益通報等に関する規程」「学校法人ものづくり大学利益相反規程」を定めて経営の規律と誠実性を維持している。

中長期経営計画において経営の基本方針を定め、基本方針を踏まえた重点方策を定めるとともに、教育の質の向上、産学官共同研究事業等の関連事業についても、それぞれの目標を定め、その達成に努めている。「将来計画委員会」において年度ごとの行動計画を作成し点検・評価も行っている。

関係法令等に基づき環境保全、人権及び安全への配慮がなされている。教育情報・財務情報の公表については、ホームページ等を通じて適切に行われている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

大学の運営は、寄附行為及び寄附行為をもとに定められた関連諸規則に基づいて行われている。理事、監事及び評議員の選任は寄附行為に基づいて行われ、産業界、地元、学識経験者等の外部理事を多くし、さまざまな意見を取入れることができる体制としている。

定例理事会・評議員会は年2回開催されており、必要に応じて臨時理事会・評議員会を開催することとしている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定に関する組織は、諸規則に基づき整備、運営されている。学長が議長となる代議員会を置き、教学に関する重要事項を審議している。学部に、教授、准教授及び講師を構成員とする教授会を置いており、原則毎月1回開催され、必要に応じて、学長に意見を述べるができる体制となっている。

大学の将来を審議するために、学長が委員長を務める「将来計画委員会」が置かれている。同委員会で策定された行動計画に基づき、学長のリーダーシップのもと、各委員会の取組みに反映される仕組みとなっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

大学運営連絡協議会を設置して、法人組織、教学組織及び事務組織の連携と意思決定の円滑化を図っている。理事長は理事会、評議員会、大学運営連絡協議会の議長となり、法人の経営においてリーダーシップを発揮している。また、教授会や各種委員会等を置き、意見をくみ上げる体制が整備されており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

一部を除き、各種委員会においては職員からも委員が選出されており、教員と職員の連携強化を図り、協力体制を構築している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人ものづくり大学事務分掌規程」「学校法人ものづくり大学事務決裁規程」を定め、専決事項として専務理事、事務局長、事務部長、学務部長、主務課長に権限を委譲し、「学校法人ものづくり大学及びものづくり大学組織規程」「ものづくり大学事務分掌規程」「ものづくり大学ものづくり研究情報センター規程」に基づき、適切に分掌され、効率的な運営を図っている。

FD 研修への職員の参加に加え、外部諸団体が実施する研修会等へ職員の参加を推奨し、研修報告による他の職員への水平展開を SD(Staff Development)の一環として実施している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

資産、負債、純資産の構成から比較的安定した財政基盤を有していることと、校舎、施設、実習施設、図書情報センター等の教育上必要な施設が平成 13(2001)年以降に竣工を迎えており、当面は大規模な校内整備を要しないこと、その他資産について健全な状態であることから当面の財務安定性は確保されている。

受託研究・共同研究や科学研究費助成事業の外部資金の導入に積極的に取り組んでいる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理に関しては、学校法人会計基準及び「学校法人ものづくり大学経理規程」に基づき行っている。

決算については、3月の会計年度終了後、決算案を作成し監事の監査を受けて、5月末までに開催の理事会で承認し、評議員会に報告し意見を聴いている。

監査システムは、監事による監査と監査法人による会計監査、内部監査等から成っており、監査体制が有機的に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成 13(2000)年に「ものづくり大学点検・評価に関する規程」が制定されており、平成 22(2010)年度には日本高等教育評価機構の認証評価の後、指摘事項を踏まえて点検・評価委員会を開催し、自己点検・評価を進めている。また、認証評価機関が定める評価の視点の変更等に関する情報を学内で共有する努力を行っている。

自己点検・評価の恒常的な実施体制として、点検・評価委員会を中心にした全学的な組織が構築されている。自己点検・評価を毎年実施し、隔年で自己点検・評価報告書を作成している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価のためのデータの集約を図り、エビデンスに基づく自己点検・評価を行っている。授業アンケートなどの学生に対する調査や学生数等の基礎データなどの客観的なデータに基づき自己点検・評価を行っている。

平成 25(2013)年度に学長裁量経費を活用して「統計解析的分析を通じた定員充足・退学者低減対策の立案」プロジェクトに着手し、平成 26(2014)年度に「IR (インスティテューショナル・リサーチ) 委員会」を設置してデータ分析を行い、分析結果について関連の委員会等や学科で共有と対策・検討を行っている。

また、ものづくり大学自己点検・評価報告書は、隔年で発行され、ホームページ等で公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年度の認証評価の際に指摘のあった改善意見や参考意見を踏まえ、教育内容の改善や大学運営の改善・向上を進めている。自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルを回す全学的な仕組みとして、点検・評価委員会を中心として、関連する部局や委員会等がある。改善が遅れている事項について PDCA の推進を強く求めるなど、教職員全体での情報共有を行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献—ものづくり教育・研究の拠点として—

A-1 地域連携

A-1-① 地域の自治体等との協力関係の構築

A-1-② 大学が有する「モノ：物的資源」と「ヒト：人的資源」の有効活用

A-2 産学官連携

A-2-① 企業や産業界等との適切な関係の構築

A-2-② 大学が有する「モノ：物的資源」と「ヒト：人的資源」の有効活用

【概評】

大学の物的資源、学生を含む人的資源を活用し、施設・設備を地域に開放するとともに、地域連携と産学官連携という視点から、ものづくり教育・研究の拠点として社会に貢献している。

大学の特色である実際に使えるものづくりを体得させる実習と理論を融合した教育を生かし、学生が自ら「大学で生まれたシーズ（作品）を商品化する」プロジェクトである「もの大カンパニー」など、授業や卒業・修了研究の成果を目に見える形で広く地域社会に発信・還元している。

大学で開講している授業の一部を開放した高齢者や団塊の世代のリカレント教育の場の提供、市民や若手の実務者等に対する木造建築に関する技術・技能の習得支援プログラム等を実施して生涯教育の機会を地域に提供している。

企業等に在籍する兼任教員による授業、インターンシップ、共同研究、相談会等により企業や産業界と連携を強めている。これらに加え、平成 26(2014)年度から地元の信用金庫、埼玉県技能士会連合会、行田公共職業安定所など多様な機関と協定を結び、産業界のニーズに対応する基盤づくりを進めている。私立大学等教育研究活性化設備整備事業においてタイプ 3「産業界・他の大学との連携」に採択されている。

ものづくり研究情報センターが窓口となり、企業の技能技術者等を対象としてセミナー、交流会、講座を開催しており、加えて、民間企業からの技術相談等を受けて専門分野の教員等による支援を行っている。地域の人材育成事業を行うとともに、木造や鋳造等の他大学での取組みが少なくなっている分野での受託研究や共同研究を行っており、大学の有する資源を有効活用している。